

事業計画概要書に対する市長意見書

松環廃第112号
令和7年5月27日

清水口建設株式会社
代表取締役 伊藤 浩一 様

松本市長 臥雲 義尚

令和7年4月18日付けで提出のあった事業計画概要書について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第43条の規定による意見は次のとおりです

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県松本市大字和田 4705 番地 3 清水口建設株式会社 代表取締役 伊藤 浩一
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	①長野県松本市大字島内914番1、914番2 ②長野県松本市大字島内914番1、914番2 ③長野県松本市大字島内908番1
(3) 廃棄物の処理施設の種類	①中間処理（破碎） ②中間処理（圧縮梱包） ③中間処理（破碎分離）
(4) 処理を行う廃棄物の種類	①（産業廃棄物・一般廃棄物） 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず ②（産業廃棄物・一般廃棄物） 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属 くず ③（産業廃棄物） 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリー トくず及び陶磁器（廃太陽光パネル） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合 にあっては、廃棄物の埋立処分の用 に供する場所の面積及び埋立容量)	①破碎施設 廃プラスチック類 8.80t/日(1.10t/h:8時間稼働) 紙くず 11.20t/日(1.40t/h:8時間稼働) 繊維くず 7.12t/日(0.89t/h:8時間稼働) ゴムくず 8.00t/日(1.00t/h:8時間稼働) ②圧縮梱包施設 廃プラスチック類 118.96t/日(14.87t/h:8時間稼働) 紙くず 102.00t/日(12.75t/h:8時間稼働) 繊維くず 81.68t/日(10.21t/h:8時間稼働) ゴムくず 176.64t/日(22.08t/h:8時間稼働) 金属くず 192.24t/日(24.03t/h:8時間稼働) ③破碎分離施設 7.2624t/日(0.9078t/日:8時間稼働)

	変更後	変更後
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	①中間処理（破碎） 木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器、がれき類、<u>廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず</u> ②圧縮梱包施設 廃プラスチック類 118.96t/日 (14.87t/h:8時間稼働) 紙くず 102.00t/日 (12.75t/h:8時間稼働) 繊維くず 81.68t/日 (10.21t/h:8時間稼働) ゴムくず 176.64t/日 (22.08t/h:8時間稼働) 金属くず 192.24t/日 (24.03t/h:8時間稼働)	①中間処理（破碎） 木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器、がれき類 ②圧縮梱包施設 廃プラスチック類 358.88t/日 (44.86t/h:8時間稼働) 紙くず 307.60t/日 (38.45t/h:8時間稼働) 繊維くず 179.36t/日 (22.42t/h:8時間稼働) ゴムくず 536.16t/日 (67.02t/h:8時間稼働) 金属くず 1158.56t/日 (144.82t/h:8時間稼働)
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 島内地区島内島高松町会、島内高松町会、島内小宮町会、島内小宮西町会、島内ウッドタウン小宮町会 梓川地区氷室第2町会 (根拠) 松本市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針 第3第1項(5)	
(8) 関係住民の範囲及びその根拠	(範囲) 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第36条第2項及び条例施行規則第33条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	第1回（日時）令和7年6月3日（火）午後7時から （場所）高宮構造改善センター 長野県松本市大字島内703 第2回（日時）令和7年6月4日（水）午後7時から （場所）小宮公民館 長野県松本市大字島内小宮205-口 第3回（日時）令和7年6月5日（木）午後7時から （場所）氷室公民館 長野県松本市梓川倭2806-9	

2 市長意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。